

第7日（平成15年12月9日 15時08分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、順番で、条例と要綱についてお聞きしたいと思います。

実は、地域の方からある問題の解決のために市役所にお問い合わせに行ったら、「それは法律で規定されていないから、今すぐにはできないんです。要綱に従って手続を踏んで処理します」という返事をいただいたそうなんです。そして、その方から私に対して、法律をつくるのは議員の役割なんだから、なければ法律をつくって、法律なり条例をつくって住民が困っていることを解決するよという陳情をいただきました。

そこで、担当課に条例をつくって問題解決を図りましょうよと相談しましたところ、条例がなくても現在要綱で対応しているので、その要綱を変更することで対応していきたいというふうな返事をいただきました。そして、その理由は要綱の方が融通性があるからだということでした。

そこで、ちょっと待てよと。市民の方に言う言葉と私に言う言葉と違うんじゃないかと。条例にしてしまうと市役所にとって何か不利益でもあるんだろうかというふうに疑問に思っ、この質問になったわけです。

調べてみると、要綱は市長部局で出してもらったのが672本、教育委員会を含めると1,000本以上あるようですけれども、恐らくそれ以上あるんでしょう。果たして、条例と要綱とは何が違うんでしょうか。地方分権一括法の制定以来、そのあり方も変わってきたのではないかと思うんですけれども、一般論として結構ですのでご答弁いただければと思います。

次に、子育て支援と男女共同参画社会についてご質問いたします。

3月議会において、子育て支援について質問を取り上げさせていただきましたが、時間の関係もあって議論に入るところまでいけなかったものですから、今回、十分時間をとってこの問題を深めていきたいと思います。また、今議会においても多数の先番議員が子育てについては細部にわたりさまざまな角度から質問されておられました。私は角度を変えて、また基本的なところで議論をしてみたいと思います。

まず、先日、子育て支援計画策定委員会の市民と語る会に参加させていただきました。そ

ここで船橋市子育て支援計画（案）、これなんですけれども、これをいただきました。そこで、このページをめくってみますと、1ページ目に総論として出てくるわけなんです、この基本計画をつくるに当たってのここで趣旨が述べられています。

まず、現状認識として「家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化したため、家庭や地域の子育て力が低下し、子供が健やかに生まれ育つ環境を整備することが重要な課題となっています。」というふうに現状分析して、それに続く文章で、「このような状況の中、子供たちが心豊かに健やかに育つように」、そうですね。また、「子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが安心して子育てをし、子育ての喜びを感じることができるよう」、ここまでいいですね。その次に、社会全体での今の2つをやるために、「社会全体での子育てを目指して、保健、福祉、労働、教育、生活環境等の多岐の分野にわたる施策を総合的に推進するため、この計画を策定いたしました」というふうになっています。計画策定の目的をこのようにうたっているわけなんですけれども、ここで引っかかってしまったのが、子育ての主体はだれなんだろうかということです。この文章を見る限り、主体は親や保護者、家族ではなくて、社会全体での子育てを目指して計画を策定したというふうになっているわけです。私だったら自分の子供の子育てを社会全体にお任せしたくはありません。社会全体とは一体だれのことを言っているのでしょうか。国家ですか、あるいは自治体のことでしょうか。この辺を明確にしていきたい。

仮に、社会全体が子育てをするというのであれば、思い上がりも甚だしいと思うわけです。このシステムが完成したときには、お母さんは子供を産んでください、あとは社会全体で子育てをし、立派な社会人にいたしますというふうなことなんではないでしょうか。単なる言葉のあやだけでは済まされない問題です。どなたがこの最初のページを書かれたかはわかりませんが、私にはこの文章には何らかの意図があって書かれたものと思えてなりません。意図するところは何なのでしょう。

ここにちょっと資料は古いんですけども、1994年の資料で、総務省青少年対策本部というところが世界の青年との比較から見た日本の青年ということで、年老いた親の扶養という調査をした数字がございます。ちょっと読み上げてみますと、このアンケートをとってどんなことをしても親を養うという回答に「そうだ」ということで返事をした率なんです、タイが59.3%、フィリピンは80.7%、韓国は66.7%、ロシア63.5%、フランス58.9%、アメリカ62.7%、ブラジル57.6%、その次が日本が書いてあるんですが、日本22.6%。私、これ見たときに非常に怖いもの、恐ろしいものを感じたんです。社会全体での子育てをして、年をとったら社会全体で扶養をする。目指すべき社会はそういう社会でよいのでしょうか。私はあくまでも子育ての主体者は親であり、家族であり、その足りない部分を行政や地域が支えてあげる、支援するということだと理解するのですけれども、お考えをお聞かせください。

また、この本全体を通して子育て支援のためにいろんな施策をしているということは書

かれていますけれども、子育てが親として人間として他に替えようのない大事な仕事であり、子育てをしている母親の価値を認め、褒めたたえる姿勢が感じられません。

実は、PTAの役員をしていたお母さんからこんな悩みを聞いたことがあるんです。子供が生まれてから勤めをやめて、幼稚園、小学校、中学校とずっと子供にかかわって子育てに専念してきたけれど、最近私の人生はこれでよかったのだろうかと思ってしまうことがあります。周りの人たちは保育園や放課後ルームに子供を預けて仕事をし、PTAなどにも余り協力的ではなく、市役所はそうした人たちへの応援はいっぱいしているし、税金もこれからは専業主婦への控除はなくなってしまうという話を聞くと、外で働けということなんですかという悩みでした。

行政が子育て世代の応援のためにさまざまな施策を行っていくことは、非常に大事なことだと思うわけです。けれども、両親が職業を持った家庭にだけでなく、行政に対してほとんどこうした要求をしてこない、こうした人たちに対する応援もしていくべきではないのでしょうか。少なくとも、そうした人たちの子育ての価値を認める姿勢が必要だと思うわけです。どのようにお考えになられるのでしょうか。子育てを一生懸命行っているいわゆる専業主婦の人たちが生き方として不安を感じるようであれば、保育園を幾らつくっても需要に追いついていけないはずもないし、老人ホームを幾らつくっても待機者はふえる一方だと思うわけです。

それから、もう1つ気になったのが、この本の88ページなんですけれども、男女平等教育の浸透というところです。ここで初めてジェンダーという言葉が出てくるんです。70ページのところで男女共同参画社会の実現というところでは、「平成13年4月、船橋市男女共同参画計画（fプラン）がスタートし、男女が共同して参画する社会の実現の推進に努めていますが、固定化された性別により役割分担意識や男女の労働社会参加、家庭における男女の参加、女性に対する人権侵害の改善など、今後も継続して取り組まなければならない課題が残っています」というふうにこの70ページのところではうたっているわけです。

これはそのとおりだなというふうに納得するんですけれども、私も3人の子供の父親でありまして、上から下まで4～5歳しか離れていないものですから、私が3人の子供をおふろに入れて、女房が着物を着たまま洗うところで洗って、1人ずつ出して風邪を引かないようにふいてやってというふうに、2人で分業で助け合って育ててきたつもりです。あるいは学校の行事なども私がPTAに出たり、女房が出たりというふうなことで。

しかし、お腹を痛めて産んだ母親といえますか、自分の体から出るおっぱいを与えて育ててきた一体感から来る愛情、女性が本来持っている母性ともいうんでしょうか、子供と母親との信頼関係は、私のそれとは違うものがあります。やはり、男女が生まれながらに持っている特性の違いを互いに認め合い、それによって尊敬し合い、支え合い、気遣い合って共同で家庭も社会もつくっていくものだと思うわけです。

政府は、昨年11月、参議院内閣委員会で福田官房長官が男女共同参画基本法について、「男

女の性差を否定するものではない」との趣旨を答弁し、また坂東真理子男女共同参画局長も、「男女共同参画社会は、男女の性差を画一的に排除しようとするジェンダーフリー社会ではないし、ジェンダーフリーという言葉は公的用語ではない。教育現場などで誤解を生まないようにしたい」と明言しておられます。

また、ジェンダーという言葉自体、日本語でもなく、市民に認知されている言葉とも思えません。そこで、この88ページに出てくる「ジェンダーにとらわれることなく共同参画できるよう」と突然出てくるのはいかがなものなんでしょうか。ご意見をお聞かせください。

次に、区画整理とその周辺についてお聞きします。

小室地区の区画整理事業について、ことし213万円の予算をつけてあるわけですが、事業として進捗状況と今後の予定等をお聞かせください。

この場所は、小室の駅前、駅の本当にすぐそばで17.5ヘクタールの大変交通立地に恵まれた場所です。しかし、現状は畑等になっているわけですが、最近、この予定地の中にもミニ開発のように住宅が建ち始めております。今後、相続でもあれば道路がほとんどないこのところで住宅がふえ、ますます区画整理事業が難しくなるんだろうと思われまじけれども、市ではどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

それから、坪井地区の区画整理事業ですが、ここの整理事業地内で遺跡の発掘が平成9年から14年にかけて行われました。源七山遺跡という名称なんですけれども、発掘されたものは2万年から2万5000年前ごろの旧石器時代のナイフ型石器の集中遺跡、これが36カ所ぐらいあったわけなんです。これは長野の方から持ってきた黒曜石をそこで割って、矢じりをつくったりというふうな、そういった遺跡、遺構であります。

また、4,500年前ごろの縄文時代の土器や住居跡なども多数出ておりますし、またその上の層には奈良・平安時代の竪穴住居や中世・近世の建物跡や、あるいは台地を整形してその周りに溝があったり、くいが打ってあったりしたようです。

2万5000年前から良好な住宅地として人間の生活がずっと続いていたというふうなことを聞きますと大変ロマンがわいてくるわけですが、ぜひ区画整理地内のまちづくりにおいては、あるいは公園づくりの中でこうした歴史を生かした施策を考えていただきたいと思えます。

また、地域の小中学校においても子供たちに地域に誇りを持っていただけるような、そういった授業の中でこの問題も生かしていただければと思えます。これは要望としておきます。

次に、もう1つは、区画整理地内とその周辺の船橋ケーブルテレビについてお聞きしたいと思っていたんですが、これ前議会から再三にわたって要望しているところではあります。3年ぐらい前のときには、私お聞きしたときに区画整理と合わせて考えるというご答弁

をいただいております。しかしながら、お聞きしてみると、現段階では全く見通しが立っていないし、意思があるのか、ないのか、その辺もよくわかりませんので質問をやめました。

ただ、これだけは言っておきたいと思うのですが、市内全域を平等に扱ってほしいということです。北部地域に対しても船橋テレビでこの議会の情報なども見られるようにしていただきたい。それから、坪井町——私のうちのある周辺ですけれども、裏にがけを背負っていたりする関係からかもしれませんが、普通のテレビのチャンネルも映りが悪いし、また私なども千葉テレビの選挙開票速報などは見たことがありません。

以上、愚痴というか恨みとしてお伝えしておきます。

次に、都市計画道路3・4・20号線です。

昨年、議会に対して地域市民の方から早急な整備をとということで陳情が出され、全会一致で可決されたかと思えます。また、今年度予算でも調査費を計上しているはずですが、来年には街開きが行われ、秋ごろには一部住宅もできるようです。また、再来年秋には駅周辺も店舗が建ち、17年度いっぱいにはすべての換地処分も終わるというふうに聞いておりますが、この辺との整合性も含めて、この3・4・20号線の進捗状況と今後の予定をお聞かせいただければと思います。

次に、坪井小・中学校の間を抜ける市道00-130号線ですが、これについては昨年の議会で、小学校から中学校までの危険な曲がりくねったところは区画整理地内の道路と接続するときには、あわせて危険のないように整備するというご回答をいただき、これは感謝しております。しかしながら、中学校から東警察の道路につながるまでの間の整備はどのようになっているのでしょうか。毎年聞いているようですが、ここも坪井中学校の子供たちの通学路であり、大変危険な歩道の狭い、片側にしかないような狭い通りです。進捗状況等をお聞かせください。

それから次に、八千代方面から坪井小学校付近まで計画で抜けている都市計画道路3・4・39号線を市道飯山満・古和釜線まで延伸させることについて何度か質問させていただいておりますが、その後、ご検討いただいているのでしょうか、ご回答いただければと思います。

最後に、区画整理地を含めて、その周辺の住居表示の問題です。これも何度かお聞きしておりますが、その都度回答は、海神地区が終わったら検討しますというお返事だったわけですが、先ほど申し上げましたように、来年の秋には住民の方が新しく住んでこられるわけで、地域の方々からの要望書も出ていると思います。今後どのようにされるのか。また、予算についてもお聞かせいただければと思います。

以上、第1問とさせていただきます。

[総務部長登壇]

●総務部長（阿部幸雄） 条例と要綱についてのご質問にお答え申し上げます。

ご案内のように、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行前における条例の制定範囲は、地方公共団体の執行機関が管理執行する国の事務である機関委任事務を除きます地方公共団体の事務でございました。

また、要綱には補助金交付要綱のような給付行政に関する要綱及び行政指導に関する要綱と、事務処理要領のような行政の執行についての指針及び条例、規則の解釈、運用などを定めた要綱に大別することができます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行後において、地方公共団体が処理する事務は自治事務と国等が本来果たすべき事務でございますけれども、法律の規定により地方公共団体が処理することとされます法定受託事務に大別されまして、そのいずれも地方公共団体の事務とされていますことから、条例の制定範囲は地方公共団体の事務全体がその対象となったところでございます。

しかし、要綱につきましては、もともと法的規定がないため、その制定範囲については特に変更はございません。しかし、地方自治法は義務を果たし、権利を制限するには条例に寄らねばならない旨を定めておりますことから、行政指導に関する要綱のように、住民の権利・義務にかかわるものについては議会の審議を経て、より民主的コントロールにゆだねる観点からも条例化していくことが望まれます。

また、直接市民に義務を課しましたり、権利を制限したりするものではございませんが、市の施策の理念を規定する一方で、関係する業界や一般市民の方々の責務を規定するようなものにつきましては、広く周知することによりまして、市民の方々の理解と協力を得ます観点から条例化した方がより効果的なものもあると思われまます。

なお、行政の執行についての指針及び条例規則の解釈、運用などを定めた要綱につきましては、従前どおり要綱で足りるものと思慮しておるところでございます。

以上でございます。

[子育て支援部長登壇]

●子育て支援部長（飯島和男） 子育て支援計画に関するご質問にお答えいたします。

初めに、計画策定に当たっての趣旨について、子育ての主体はだれかのご質問でございますが、子育ての主体は親であることに変更はございません。次世代育成支援対策推進法第3条の基本理念では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに明記されており、本計画案におきましても基本方針で同様に表示しております。

したがいまして、子育ての責任は親であることを踏まえ、ご質問者のご理解どおり、自治

体を含む地域社会全体で支援していくことということで認識しております。

次に、両親が職業を持った家庭以外の人たちへの支援やそうした人たちへの子育ての価値を認める姿勢が必要でないかのご質問であります。国の新エンゼルプランでは、待機児童ゼロ作戦を初め、保育サービス等の充実が中心であり、専業主婦家庭に対する施策は十分とは言えないところであります。

しかし、平成14年9月の少子化対策プラスワンでは、子育てをしているすべての家庭のためにという視点を前面に出しております。これを受けまして、次世代育成支援対策推進法が制定されるとともに、児童福祉法が改正され、要保護児童対策及び保育に欠ける児童対策中心からすべての子育て家庭への支援が必要であるという考えを打ち出されております。

したがって、市といたしましても両親の仕事の有無にかかわらず、子育ての価値を認め、応援していこうという姿勢で計画策定を進めております。いずれにいたしましても、子育て支援計画につきましては、現在、同策定委員会で協議中であり、ご質問者のご指摘や各方面の意見を踏まえながら、策定を進めてまいり所存でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

[企画部長登壇]

●企画部長（平川道雄） 子育て支援計画の中のご質問で私の方からもお答え申し上げます。

子育て支援計画における男女平等教育の浸透の項目の中でご質問の表現を使用しておりますけれども、これにつきましては平成13年3月に市民と協働で策定されました男女共同参画計画（fプラン）の中に、課題の1つとして、自分らしく生きるための男女平等意識の高揚の方針の1つとして男女平等教育が既に掲げられているところであり、これを引用して記述したものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

[都市整備部長登壇]

●都市整備部長（関口房義） 小室地区土地区画整理事業の現状についてお答えします。

小室土地区画整理事業につきましては、平成7年度に地元において検討会を設立し、平成8年度に区画整理事業の意向を把握するためにアンケート調査を実施いたしました。その結果、平成8年12月に仮同意率約98%という高い関心があることが確認され、平成9年1月29日に船橋市小室土地区画整理組合設立準備会を設立し、月1回のペースで準備会や勉強会を開き、組合設立に向け準備組合と協力しながら市としても努力してまいったところでございます。

また、船橋市は平成15年4月1日から中核市となったことから、千葉県より組合設立認可の

権限が移譲され、従来の指導的立場のほか、認可権者としての立場で準備会と調整を図ってまいりました。これらのことから、平成15年7月に総会決議によって業務代行予定者の承認が得られたので、組合設立認可申請に向け、本格的に準備組合の役員の方々が地権者宅に伺い、現在、本同意を取得しているところでございます。

準備組合としては、組合設立に難問が多々ありますので、今年度中に組合設立認可取得を予定しているところでございます。本市といたしましても、組合立ち上げの一部支援として、組合設立認可関係図書作成の経費を計上するなど、準備組合を支援しているところであります。

以上でございます。

[道路部長登壇]

●道路部長（鈴木政男） 土地区画整理事業とその周辺問題のうち、ご質問の都市計画道路3・4・20号線の進捗状況等についてお答え申し上げます。

当該、都市計画道路の整備につきましては、昨年度実施した道路基本設計や道路環境調査の結果をもとに、整備に慎重な団体や隣接する町会、あるいは大口の地権者である日本大学及び日本大学第一高等学校と協議を行っているところでございます。

これらの協議結果をもとに、今年度発注しております詳細設計に反映させて最終案を作成するとともに、平成15年度中に事業認可を取得するべく努力しているところでございます。

今後は、年度内の事業認可、そして来年度からの用地取得、一部工事を実施し、区画整理事業と整合が図れるよう努力してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、市道00-130号線の整備計画につきましてご答弁申し上げます。

市道00-130号線は、東警察署前の市道00-131号線と交差する習志野台7丁目地先の坪井入り口交差点から坪井中学校北側の坪井特定土地区画整理事業区域までの約1,130メートルについて現道幅員6.3メートルから8.2メートルを両側歩道3.5メートル、総幅員14メートルで整備すべく計画しているところでございます。

現在の状況につきましては、現況測量及び公安委員会との交差協議が完了しており、特に坪井小学校から坪井中学校までの間のカーブ区間約130メートルについて、ご質問者が言われていますように、平成16年度着手していきたいというふうに考えているところでございます。

残る1,000メートル区間につきましては、延長があり、沿線関係者が多いこと、また事業へのご理解とご協力をいただく必要があること、さらに事業費がかかることから国庫補助事業として可能性を含め、着手時期について千葉県と協議し、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

[都市計画部長登壇]

●都市計画部長（太田雅雄） それでは、私から土地区画整理事業とその周辺問題についてのうち、所管事項についてご答弁申し上げます。

坪井土地区画整理事業内の都市計画道路3・4・39号線を市道飯山満・古和釜線まで延伸について検討されているのかということですが、都市計画道路の見直し・検証については、平成14年から平成16年までの3カ年の調査で行っている総合交通体系調査の中で検討を行っているところでございます。

この調査は、10年ごとに実施されます東京都市圏の人の移動の特性を調査し、将来の交通需要を予測する、いわゆるパーソントリップ調査を用いて行っており、現在、平成10年度に実施された最新のパーソントリップ調査で用いられているゾーンを船橋の解析に必要な小さなゾーンに分割いたしまして、各ゾーンの発生集中交通量の予測、検討を行っているところでございます。今後、これらの予測結果を踏まえまして、現在の都市計画道路のネットワークとして道路交通容量に過不足があるのかどうかという検討を平成16年度調査で行うこととしております。

お尋ねの都市計画道路3・4・39号線の延伸につきましては、都市計画マスタープランにおきましてその延伸等について検討するとされておりますので、最新データを解析しつつ、必要性の検証をさせてもらっております。

以上でございます。

[市民生活部長登壇]

●市民生活部長（石井てる子） 坪井地区の土地区画整理事業とその周辺問題に関連し、所管事項の住居表示についてお答えいたします。

住居表示制度は、土地の地番が分合筆により順番よく並んでいないため、火災、急病等の緊急車両や郵便物等の配達等に混乱や不便を来していることを解消するため、建物ごとに規則正しい番号を付し、だれでもわかりやすく表示する制度でございます。

このたび、坪井地区の住居表示についての要望書が9町会自治会長より提出されております。また、馬込地区からも同様の要望書をいただいているところでございます。

今後の予定につきましては、まず当該地域を住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、住居表示整備事業計画区域とする議会のご承認をいただく必要がございます。このことから、年明け早々には当該地区の代表者を含めた船橋市住居表示審議会を開催し、諮問の答申書をもとに、早ければ3月議会にご提案できるよう、現在これら一連の作業に着手いたしているところでございます。

また、この事業の実施するための予算につきましては、住居表示整備事業計画区域のご承

認を得た後、地元の皆様と具体的な話し合いを進めていくこととなります。予算措置は、これらの状況を見定め、話し合い等による協議が十分煮詰まった段階において考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　ご答弁ありがとうございました。

まず、条例と要綱についてですけれども、何でも条例にすればよいというものではありませんけれども、しかし議会の議論も経ずに、マニュアルである要綱だけで事務が行われていくということにも問題はあろうと思うわけです。しかも、市民に対しては（予定時間終了5分前の合図）法律がないからという言いわけを使い、一方では要綱の方が使い勝手がよいというのでは、何をかいわんやです。

時間の関係もありますので、具体的内容については次回また議論をしてまいりたいというふうに思います。

次に、子育て支援であります。子育て支援部長、ぜひ船橋らしい子育て支援計画をこれからつくられて、これをもとにまた再度見直しながらかつられていくということですので、船橋らしい支援計画をつくっていただければと思います。私も一生懸命支援をさせていただきたいと思いますので。

それから、fプランとの関係でお話をいただいたんですが、fプランをつくって以降に先ほど申し上げた内閣委員会での答弁があったわけで、国から考え方については市に対しても来ているわけでありまして。その後、つくられるこの支援計画は、当然そういうことを踏まえてつくられるべきでありまして、この子育て支援計画、先ほども申し上げたようにこれからの議論を経てということですので、ぜひよりよいものにしていただければと思います。

実はこのfプランから出てきたのがこの男女共同参画要覧ということなんですが、私も今回の質問に当たって一生懸命見させていただいたんですが、横文字が多くて全く理解できないんです。（「勉強不足だから」と呼ぶ者あり）そうですね、勉強不足。市民の方にも私は、私と同じぐらいには理解できないんじゃないかと思うわけです。ぜひ日本語できちんと市民にわかるような言葉で、どちらかという、私ここに出てくるいろんな横文字の用語を見ると、イデオロギー用語のような気がしてなりません。

それから1ページ目の推進の方針についても非常に問題だなというふうな気がしているわけなんですが、例えば「家庭教育などにおけるしつけも大切ですが、教育の場として学校の役割は大きいものがあり、子供たちの発達過程においてより人権を尊重した男女平等教育を進めます」というふうに、上位にどちらがあるのかという、その辺の部分もきちんと踏まえながら考えてもらいたいというふうに思います。これからですので、ぜひよいものをつくっていただければと思います。

それから、土地区画整理、小室の件ですけれども、こういう時代でありますし、早く事業が行えるように市としても最大の応援をしていただければと思います。

それから、八千代から坪井小学校を抜けて飯山満・古和釜線まで行く道路ですけれども、この道路をつくることによって、私はこの坪井地区の区画整理と、それから区画整理地とその周辺へのアクセスが完成するんだろうと思うんです。数年後には坪井の隣に八千代の区画整理があるわけで、八千代の大和田新田の区画整理、緑台から坪井を抜けて大きい道路が3・4・39号線につながってくるわけです。そうした場合、交通量が相当ふえますし、現状、机上だけで考えている以上に大変なことになるんじゃないかと思うわけです。ぜひこの道路を古和釜まで向くような考え方をしていただければと思います。

今ですと、予定されている土地も畑や山林が少しあるだけで可能ですけれども、あの近辺は法律変わって住宅がどんどんつくられる土地です。相続ですとか、そういったことがありますと、なお事業ができなくなってしまうのではないかというふうな危惧を持つわけです。これもすべて一応時間ありませんので要望といたしまして、次の議会に宿題はつなげていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。（予定時間終了の合図）